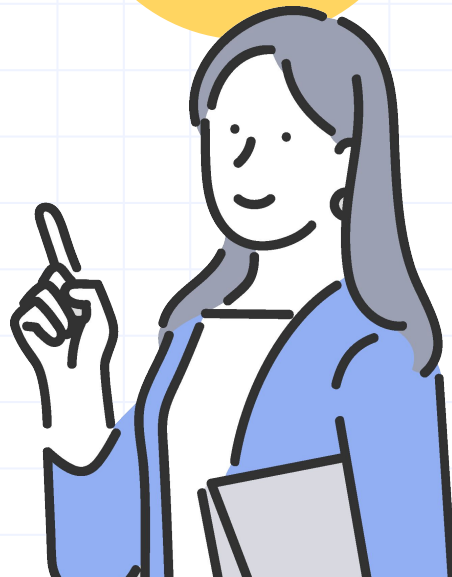


これで安心！

保険タイプ別 仕訳早見表

保険
積立金



※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

保険積立金とは？ 保険タイプごとの処理の違い

法人が支払う保険料には**掛け捨て部分**と**貯蓄部分**があります。掛け捨て部分は「支払保険料」で費用処理し、貯蓄部分は「**保険積立金**」として資産計上します（B/S上は投資その他の資産）。保険タイプごとの処理の違いは次のとおりです。

保険タイプ	貯蓄性	費用(損金)	資産計上	勘定科目
養老保険	高い	受取人により異なる	全額～1/2	保険積立金
終身保険	高い	受取人により異なる	全額～1/2	保険積立金
定期保険	なし～低	返戻率に応じ全額～一部	一部（※）	前払保険料
長期平準定期遡増定期	中～高	返戻率に応じ一部	一部	前払保険料
損害保険	なし（※）	原則 全額	積立型のみ	保険積立金

※ 定期保険は2019年改正後、最高解約返戻率50%超の場合に前払保険料として一部資産計上。損害保険は積立型（満期返戻金あり）の場合のみ。



Point

満期保険金や解約返戻金を受け取れる＝貯蓄性がある → 保険積立金として資産計上します。

養老保険・終身保険 1

受取人で変わる仕訳

保険金の受取人が誰かで、**1** 全額資産 **2** 全額費用 **3** 折半（ハーフタックスプラン）の3パターンに分かれます。

	受取人	保険料の処理	勘定科目	性質
1	満期・死亡とも法人	全額 資産計上	保険積立金	貯蓄
2	満期→役員等 / 死亡→遺族	全額 費用計上	役員報酬/給与	報酬
3	満期→法人 / 死亡→遺族	1/2 資産・1/2 費用	保険積立金 / 福利厚生費	折半

※ (3)で特定の役員・従業員のみ加入の場合、費用部分は「役員報酬」または「給与」になります。

養老保険・終身保険 2

保険料の支払時

▶ 法人が全額受取のケース

例 年間保険料 5万円

借方	金額	貸方	金額
保険積立金	50,000	現金・預金	50,000

満期保険金の受取時

▶ 法人が全額受取のケース

例 満期保険金 110万円 /
保険積立金 100万円

借方	金額	貸方	金額
現金・預金	1,100,000	保険積立金	1,000,000
		雑収入	100,000

保険料の支払時

▶ ハーフタックスプランのケース

例 年間保険料 5万円 (1/2ずつ按分)

借方	金額	貸方	金額
保険積立金	25,000	現金・預金	50,000
福利厚生費	25,000		

定期保険・長期平準定期・遡増定期 1

返戻率別ルール

原則は全額費用ですが、**2019年の税制改正**により最高解約返戻率に応じて一部を前払保険料として資産計上するルールが適用されます。

最高解約返戻率	貯蓄性	費用(損金)	資産計上	勘定科目
50%以下	全額	なし	—	—
50%超～70%以下	60%	40%	前半4割	後半6割で 均等取崩
70%超～85%以下	40%	60%	前半4割	後半6割で 均等取崩
85%超	最高返戻率 ×10%のみ	最高返戻率 ×90%	開始～返戻金 ピークまで	ピーク後 均等取崩

※ 50%超～70%以下でも、被保険者1人あたり年間保険料30万円以下なら全額損金OK（30万円特例）。

定期保険・長期平準定期・遡増定期 2

保険料の支払時

▶ 前半4割期間（返戻率60%のケース）

例 年間保険料 48万円 →
損金60%・資産40%

借方	金額	貸方	金額
支払保険料	288,000	現金・預金	480,000
前払保険料	192,000		

保険料の支払時

▶ 後半6割期間（前払保険料の取崩し）

例 年間保険料 48万円 →
損金60%・資産40%

借方	金額	貸方	金額
支払保険料	480,000	現金・預金	480,000
支払保険料（取崩）	※均等額	前払保険料	※均等額

損害保険と保険金受取時の処理 1

一般的な損害保険（火災保険等）は全額費用計上です。ただし**積立型（満期返戻金あり）**は、積立部分を保険積立金・危険保険料部分を費用に分けます。

掛け捨て型（火災保険等）の保険料支払時

例 年間保険料 12万円

借方	金額	貸方	金額
支払保険料	120,000	現金・預金	120,000

積立型損害保険の保険料支払時

例 年間保険料 10万円
(積立6万円・危険保険料4万円)

借方	金額	貸方	金額
保険積立金	60,000	現金・預金	100,000
支払保険料	40,000		

損害保険と保険金受取時の処理 2

保険金の受取時 — 差額の処理

満期保険金・解約返戻金・死亡保険金を受け取った場合、保険積立金を取り崩し、差額を損益処理します。

ケース	仕訳のポイント
受取額 > 保険積立金	差額を「雑収入」として益金算入
受取額 < 保険積立金	差額を「雑損失」として損金算入
遺族が死亡保険金を受取（法人は受取なし）	保険積立金を全額取崩し → 「雑損失」で処理

実務のヒント

保険の種類や契約形態で処理が変わります。保険会社の「税務のしおり」と保険証券を手元に置いて確認し、迷う場合は顧問税理士に相談しましょう。